

事務所の平面図について

1. 一般住宅等一戸建の建物の場合
建物一棟全体の見取図を描き、かつ事務所の位置を明示する。
2. マンション、ビル内等の独立事務所の場合
同一階の各室の見取図と室外の通路を描き、かつ事務所の位置を明示する。
3. 各士業の合同事務所等複数の事務所が同居するような場合には、申請者の事務所の位置が確認できる平面図
4. 法人等の事務室に行政書士事務所を設置するような場合には、行政書士事務所として建物構造上も、位置、区画等が明確に区分された形態となっている旨が確認できる事務所設置見取図